

京都市告示第482号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成27年12月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

下京区東塩小路釜殿町の全部

下京区塩小路町，東塩小路町，東塩小路向畑町，東塩小路高倉町，材木町，真苧屋町，西九条北ノ町，郷之町，上之町，小稻荷町，下之町及び西之町の各一部

南区西九条北ノ内町，西九条院町，東九条東山王町，東九条室町及び東九条上殿田町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)